

千葉県立保健医療大学学長選考規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）、千葉県立保健医療大学学長選考規程（以下「規程」という。）に基づき、千葉県立保健医療大学評議会（以下「評議会」という。）が行う学長候補者の選考に関して必要な事項を定める。

(学長候補者選考の公示)

第2条 評議会は、規程第3条第1項各号に規定する学長候補者の選考を行うときは、選考を行う旨及びその理由を学内に公示するものとする。

(学長候補者の推薦)

第3条 評議会は、評議員、専任の教授、准教授、講師及び助教に対し、公示により学長候補者の推薦を依頼する。

2 学長候補者の推薦は、5名以上の連署、捺印により行うものとする。ただし、評議員による推薦はこの限りでない。

3 同一人が2名以上の候補者を推薦することはできない。

(推薦書類)

第4条 学長候補者の推薦は、本人の同意を得て、学長候補者推薦書（様式第1号）に学長候補者学内意向調査公報掲載書（様式第2号）を添えて行うものとする。

(学長候補者名簿の公示)

第5条 評議会は、学長候補者の推薦受付終了後、直ちに学長候補者名簿（様式第3号）を作成し、学内に公示するものとする。

(意向調査)

第6条 評議会は、学長候補者の選考に当たり、予め投票による学内の意向調査を実施するものとする。

2 評議会は、前項の事務を行わせるため、学長候補者学内意向調査委員会を設置する。

3 前二項の実施、運営に関する事項は別に定める。

(選考方法)

第7条 評議会による学長候補者の選考は、選挙によるものとする。

(選挙)

第8条 前条の選挙は、評議員による単記無記名投票により行う。

2 評議員が、学長候補者となったときは、選挙資格を失うものとする。

3 選挙は、評議員の3分の2以上の投票（無効票も含む。）をもって成立し、投票総数の過半数の投票を得た者を学長候補者とする。

- 4 前項に規定する得票者がいないときは、得票数の多い者から上位2名（末位の得票同数の者があるときは、これを加える。）について投票を行い、有効投票の過半数の投票を得た者を学長候補者とする。
- 5 推薦された候補者が1名のときは、信任投票を行うものとし、投票総数の過半数の得票により成立する。
- 6 白票及び不明票は、無効票として扱う。

（学長候補者の公示）

第9条 評議会は、学長候補者を決定したときは、学内に公示するものとする。

附 則

この細則は、平成24年9月5日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年9月8日から施行する。

(様式第 1 号)

学長候補者推薦書

年 月 日

評議会議長 様

推薦人（職位・氏名）

（推薦人代表）

学長候補者として下記の者を推薦します。

記

1 氏名

2 現職名

(様式第 2 号)

学長候補者学内意向調査公報登載書

学長候補者氏名
略歴
推薦人からの推薦理由
学長候補者の抱負(要旨)

(様式第 3 号)

学長候補者名簿

[五十音順]

氏 名

学長候補者は、上記のとおりである。

年 月 日

評議会
議長

印